

柏駅前ウッドデッキ利活用細則

(目的)

第 1 条 柏駅前デッキ利活用に関する実施要領（以下「実施要領」という。）の第 6 条 2 5 号の規定に基づき、「ウッドデッキ利活用細則」（以下「本細則」という。）を定め、ウッドデッキにふさわしい憩いの空間づくりや新たなまちの賑わいを創出することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本細則の用語は、実施要領における定義と同一とする。

(注意事項)

第 3 条 利活用者は、デッキ利活用の際には、以下の各号に該当することについて留意して、実施しなければならない。

- (1) ウッドデッキ周辺の店舗や施設の歩行者からの視認性を確保し、店舗や施設への出入りを含めた歩行者動線に配慮したレイアウトにすること。
- (2) デッキ利活用の際に使用する電源のコンセントボックスは2カ所（1カ所あたりのコンセントは3口）とし、1カ所あたりの電気の使用は1,500w（100V・15A）以内とすること。原則として、電気の使用はこの電源を使用し、携帯発電機の使用は不可とする。
- (3) 飲食物や物品の販売を行う場合は、デッキ利活用の申請書に記載する目的に沿ったものであること。
- (4) 音量は、ウッドデッキ周辺の店舗や施設に影響のないよう配慮すること。
- (5) その他、公社が指導すること。

(その他)

第 4 条 本細則の内容に疑義が生じた場合、又は本細則に定めのない事項が生じた場合については、公社と協議の上、その指示に従うものとする。

附則

本細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日より効力を発する

(平成 2 9 年 4 月 1 日 制定)